

四 半 期 報 告 書

(第136期第2四半期)

株式会社 トマト銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3 【経営上の重要な契約等】	9
第3 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【役員の状況】	15
第4 【経理の状況】	16
1 【中間連結財務諸表】	17
2 【その他】	41
3 【中間財務諸表】	42
4 【その他】	51
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	52

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月28日

【四半期会計期間】 第136期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)

【会社名】 株式会社トマト銀行

【英訳名】 TOMATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 高木晶悟

【本店の所在の場所】 岡山県岡山市北区番町2丁目3番4号

【電話番号】 岡山(086)800-1830

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 富田洋之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町1丁目7番11号
株式会社トマト銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)5256-1030(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 長汐大輔

【縦覧に供する場所】 株式会社トマト銀行神戸支店
(神戸市中央区元町通5丁目1番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成28年度 中間連結 会計期間	平成29年度 中間連結 会計期間	平成30年度 中間連結 会計期間	平成28年度	平成29年度
		(自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日)	(自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日)	(自平成30年 4月1日 至平成30年 9月30日)	(自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日)	(自平成29年 4月1日 至平成30年 3月31日)
連結経常収益	百万円	10,200	9,563	8,890	19,578	19,006
連結経常利益	百万円	1,885	1,370	669	2,868	2,310
親会社株主に帰属 する中間純利益	百万円	1,294	927	448	—	—
親会社株主に帰属 する当期純利益	百万円	—	—	—	1,912	1,556
連結中間包括利益	百万円	1,501	1,165	175	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	1,715	2,046
連結純資産額	百万円	41,827	49,579	49,885	48,750	50,085
連結総資産額	百万円	1,324,174	1,336,753	1,298,947	1,333,455	1,312,071
1株当たり純資産額	円	3,647.81	3,706.77	3,733.88	3,637.63	3,751.09
1株当たり中間純利益	円	112.86	73.27	31.49	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	162.55	120.55
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	円	—	58.68	27.99	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	円	—	—	—	149.24	98.50
自己資本比率	%	3.15	3.70	3.84	3.65	3.81
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	15,547	△7,421	△16,292	△3,313	△32,165
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△12,125	26,264	20,671	△3,764	51,369
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2,381	△1,432	△1,477	△1,263	△4,209
現金及び現金同等物の 中間期末(期末) 残高	百万円	76,355	84,385	84,872	66,975	81,969
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	876 [234]	864 [248]	859 [225]	848 [233]	837 [243]

(注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 平成28年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益は潜在株式がないため記載しておりません。

3 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益、1株当たり当期純利益は、平成28年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

4 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

5 銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出した連結自己資本比率は、8ページに記載しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第134期中	第135期中	第136期中	第134期	第135期
決算年月		平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月	平成29年3月	平成30年3月
経常収益	百万円	10,082	9,469	8,754	19,344	18,781
経常利益	百万円	1,859	1,386	636	2,828	2,287
中間純利益	百万円	1,273	947	418	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	1,881	1,541
資本金	百万円	14,310	17,810	17,810	17,810	17,810
発行済株式総数	千株	116,790	普通株式 11,679 第1回A種 優先株式 7,000	普通株式 11,679 第1回A種 優先株式 7,000	普通株式 11,679 第1回A種 優先株式 7,000	普通株式 11,679 第1回A種 優先株式 7,000
純資産額	百万円	42,577	49,916	50,009	49,145	50,284
総資産額	百万円	1,323,196	1,335,863	1,298,009	1,332,475	1,311,131
預金残高	百万円	1,076,986	1,111,775	1,142,131	1,102,633	1,123,623
貸出金残高	百万円	937,361	974,827	983,421	959,188	979,082
有価証券残高	百万円	286,585	253,703	207,085	279,783	227,522
1株当たり配当額	円	2.50	普通株式 25.00 第1回A種 優先株式 12.50	普通株式 25.00 第1回A種 優先株式 12.50	普通株式 27.50 第1回A種 優先株式 7.00	普通株式 50.00 第1回A種 優先株式 25.00
自己資本比率	%	3.21	3.73	3.85	3.68	3.83
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	844 [220]	831 [238]	829 [215]	817 [221]	805 [233]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出した単体自己資本比率は、8ページに記載しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結結果計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成30年4月1日～平成30年9月30日）のわが国経済は、雇用・所得環境の改善により個人消費が底堅く推移し、また設備投資が増加するなど国内民間需要が牽引したため、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、通商問題の動向や相次ぐ自然災害の影響など、今後の先行きについては、注視する必要があります。

当社グループの主な営業基盤である岡山県におきましても、設備投資が増加し、個人消費も持ち直しており、県内景気は緩やかな回復基調が続いております。

平成30年7月に発生しました「平成30年7月豪雨」は、当社グループの地元を中心に甚大な被害をもたらしております。当社グループといたしましては、金融仲介機能、コンサルティング機能・ソリューション力を最大限に發揮し、地域社会・地域経済の一日も早い復旧、そして復興に向けた取り組みを当社グループ一丸となって実施してまいります。

このような環境のなか、当第2四半期連結累計期間の業績は、次のとおりとなりました。

主要な勘定におきましては、預金残高は、流動性預金が増加し、前年度末比185億円増加して1兆1,420億円（前年同期比303億円増加）となりました。また、預り資産残高（預金、譲渡性預金、投資信託、公共債及び個人年金保険の合計）は、前年度末比257億円増加して1兆2,822億円（前年同期比195億円増加）となりました。貸出金残高は、企業向け貸出及び個人ローン等に積極的に取り組みました結果、前年度末比42億円増加して9,829億円（前年同期比85億円増加）となりました。有価証券残高は、前年度末比204億円減少して2,071億円（前年同期比465億円減少）となりました。

損益面におきましては、連結経常収益は、資金運用利回りの低下による資金運用収益の減少等により、前年同期比672百万円減少の8,890百万円となりました。連結経常費用は、貸倒引当金繰入額の増加等により、前年同期比28百万円増加の8,221百万円となりました。

この結果、連結経常利益は、前年同期比700百万円減益の669百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は、前年同期比479百万円減益の448百万円となりました。

連結自己資本比率（国内基準）は、平成30年3月末に比べ0.15%上昇し、8.22%となりました。なお、単体自己資本比率（国内基準）も0.13%上昇し、8.25%となりました。

また、事業部門別の損益状況は、銀行業では経常収益8,748百万円、経常利益634百万円となり、その他（クレジットカード業等）では経常収益142百万円、経常利益34百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、前年同期比173百万円減少して6,440百万円となりました。

内訳は、資金運用収益が前年同期比278百万円減少の6,988百万円、資金調達費用が前年同期比105百万円減少の547百万円であります。

役員取引等収支は、前年同期比144百万円減少して243百万円となりました。

内訳は、役員取引等収益が前年同期比76百万円減少の1,604百万円、役員取引等費用が前年同期比68百万円増加の1,360百万円であります。

その他業務収支は、前年同期比5百万円増加して△30百万円となりました。

内訳は、その他業務収益が前年同期比82百万円減少の36百万円、その他業務費用が前年同期比88百万円減少の67百万円であります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	6,430	193	△10	6,614
	当第2四半期連結累計期間	6,349	98	△6	6,440
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	6,966	343	△44	7,266
	当第2四半期連結累計期間	6,720	319	△51	6,988
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	536	149	△33	652
	当第2四半期連結累計期間	371	221	△44	547
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	392	△4	—	388
	当第2四半期連結累計期間	285	△3	△37	243
うち役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,673	7	—	1,681
	当第2四半期連結累計期間	1,635	7	△37	1,604
うち役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,280	11	—	1,292
	当第2四半期連結累計期間	1,349	10	—	1,360
特定取引収支	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	146	△64	△118	△36
	当第2四半期連結累計期間	65	△15	△80	△30
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	207	30	△118	119
	当第2四半期連結累計期間	98	18	△80	36
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	61	95	—	156
	当第2四半期連結累計期間	33	34	—	67

(注) 1 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額と国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前年同期比76百万円減少の1,604百万円となりました。

主な内訳は、預金・貸出業務が前年同期比3百万円増加の422百万円、為替業務が前年同期比0百万円増加の388百万円であります。

役務取引等費用は、前年同期比68百万円増加の1,360百万円となりました。うち為替業務は前年同期比0百万円減少の76百万円であります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,673	7	—	1,681
	当第2四半期連結累計期間	1,635	7	△37	1,604
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	418	—	—	418
	当第2四半期連結累計期間	422	—	—	422
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	380	7	—	388
	当第2四半期連結累計期間	381	7	—	388
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	508	—	—	508
	当第2四半期連結累計期間	429	—	—	429
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	132	—	—	132
	当第2四半期連結累計期間	148	—	—	148
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	10	—	—	10
	当第2四半期連結累計期間	11	—	—	11
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	25	0	—	25
	当第2四半期連結累計期間	28	0	—	28
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,280	11	—	1,292
	当第2四半期連結累計期間	1,349	10	—	1,360
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	70	6	—	76
	当第2四半期連結累計期間	71	5	—	76

(注) 1 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,105,956	5,818	△96	1,111,679
	当第2四半期連結会計期間	1,132,772	9,359	△102	1,142,029
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	513,304	—	△96	513,207
	当第2四半期連結会計期間	554,002	—	△102	553,899
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	590,786	—	—	590,786
	当第2四半期連結会計期間	573,325	—	—	573,325
うちその他	前第2四半期連結会計期間	1,866	5,818	—	7,685
	当第2四半期連結会計期間	5,444	9,359	—	14,803
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	22,116	—	—	22,116
	当第2四半期連結会計期間	13,103	—	—	13,103
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,128,073	5,818	△96	1,133,796
	当第2四半期連結会計期間	1,145,876	9,359	△102	1,155,133

(注) 1 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	974,370	100.00	982,933	100.00
製造業	64,747	6.64	69,084	7.03
農業、林業	3,217	0.33	3,880	0.39
漁業	66	0.01	66	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	309	0.03	325	0.03
建設業	41,515	4.26	41,532	4.23
電気・ガス・熱供給・水道業	10,971	1.13	14,588	1.48
情報通信業	5,815	0.60	5,936	0.60
運輸業、郵便業	20,181	2.07	20,610	2.10
卸売業、小売業	64,420	6.61	67,298	6.85
金融業、保険業	129,594	13.30	104,754	10.66
不動産業、物品賃貸業	63,127	6.48	65,672	6.68
各種サービス業	81,751	8.39	84,193	8.57
地方公共団体	149,059	15.30	148,074	15.06
その他	339,591	34.85	356,914	36.31
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	974,370	—	982,933	—

(注) 「国内」とは当社及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、前年同期比486百万円増加して84,872百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間中の営業活動によるキャッシュ・フローは、借入金の減少等を主因に前年同期に比べ8,871百万円減少し、16,292百万円のマイナスとなりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間中の投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還による収入の減少等を主因に前年同期に比べ5,592百万円減少し、20,671百万円のプラスとなりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間中の財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払の増加を主因に前年同期に比べ45百万円減少し、1,477百万円のマイナスとなりました。

(3) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成30年9月30日
1 連結自己資本比率(2/3)	8.22
2 連結における自己資本の額	479
3 リスク・アセットの額	5,829
4 連結総所要自己資本額	233

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成30年9月30日
1 自己資本比率(2/3)	8.25
2 単体における自己資本の額	479
3 リスク・アセットの額	5,809
4 単体総所要自己資本額	232

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成29年9月30日	平成30年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	39	42
危険債権	148	144
要管理債権	21	19
正常債権	9,708	9,826

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、重要な契約等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000
第1回A種優先株式	7,000,000
第2回A種優先株式	7,000,000
計	35,000,000

(注) 普通株式と第1回A種優先株式、第2回A種優先株式の発行可能株式総数は併せて35,000,000株を超えないものとします。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,679,030	同 左	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
第1回A種 優先株式	7,000,000	同 左	—	単元株式数は100株であります。(注)
計	18,679,030	同 左	—	—

(注) 第1回A種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) 第1回A種優先配当金の額

① 当銀行は、定款第32条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1回A種優先株式を有する株主（以下「第1回A種優先株主」という。）または第1回A種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回A種優先登録株式質権者」といい、第1回A種優先株主とあわせて「第1回A種優先株主等」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者（以下あわせて「普通株主等」という。）に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、年率2.50%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）により算出される額の金銭を支払う（以下、事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第1回A種優先配当金」という。）ただし、当該基準日の属する事業年度において第1回A種優先株主等に対して下記④に定める第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。定款第32条の規定は、第1回A種優先配当金および第1回A種優先中間配当金についてこれを準用する。

なお、上記の計算により、第1回A種優先株式配当金は、第1回A種優先株式1株につき25円を支払うものとする。

② 非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主等に対してする剰余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1回A種優先株主等に対しては、第1回A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④ 第1回A種優先中間配当金

当銀行は、定款第32条②に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1回A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第1回A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(2) 残余財産

当銀行は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。第1回A種優先株主等に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

- ① 第1回A種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。
② 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(4) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成33年12月13日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、第1回A種優先株主等に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第1回A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、第1回A種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を第1回A種優先株主に対して交付するものとする。なお、当銀行が第1回A種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第1回A種優先株式は按分比例の方法により決定するものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1回A種優先株式の取得と引換えに、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間につき当該事業年度における第1回A種優先配当金の額を月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）して算出される額を加算した額の金銭を交付する。ただし、取得日の属する事業年度において第1回A種優先株主等に対して第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(5) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、平成38年12月14日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日において当銀行に取得されていない第1回A種優先株式の全てを一斉取得する。この場合、当銀行は、第1回A種優先株式を取得するのと引換えに、各第1回A種優先株主に対し、その有する第1回A種優先株式数に第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第1回A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記③に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

③ 下限取得価額

下限取得価額は、1,137円とする（ただし、下記④による調整を受ける。）。

④ 下限取得価額の調整

イ. 第1回A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

(i) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価（下記ハ.(i)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本④において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または、当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数（ただし、基準日における当銀行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、

下記(iv)および(v)並びに下記ハ、(iv)において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

(iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ、または下記ロ、と類似する希薄化防止のための修正を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得または行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ、に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得条項付株式等の取得日の翌日以降、これを適用する。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数(効力発生日における当銀行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

ロ、上記イ、(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

ハ、(i) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の当銀行の普通株式の終値の平均値(平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。

(ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ、(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数から当該日における当銀行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ、およびロ、に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

(iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ、(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ、(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ、(iii)ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額)とする。

ニ、上記イ、(iii)ないし(v)および上記ハ、(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ、上記イ、(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ、(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ、上記イ、(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ、(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ. 柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

⑤ 合理的な措置

上記③および④に定める下限取得価額は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(6) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1回A種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1回A種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(7) 優先順位

第1回A種優先株式と当銀行の発行する他の種類の優先株式の優先配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(8) 単元株式数

第1回A種優先株式の単元株式数は100株とする。

(9) 法令変更等

法令の変更等に伴い第1回A種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

第1回A種優先株式は、適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年7月1日～ 平成30年9月30日	—	18,679	—	17,810	—	16,140

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町1番24号	1,340	7.24
株式会社中国銀行	岡山市北区丸の内1丁目15-20	1,339	7.24
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2丁目6-1	1,266	6.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	716	3.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	579	3.13
株式会社きらやか銀行	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	525	2.84
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区麹町6丁目1番地1	500	2.70
興銀リース株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号	500	2.70
NECキャピタルソリューション株式会社	東京都港区港南二丁目15番3号	500	2.70
トマト銀行職員持株会	岡山市北区番町2丁目3番4号	415	2.24
計	—	7,682	41.54

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 716千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 579千株

所有議決権数別

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,168	6.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,796	5.08
トマト銀行職員持株会	岡山市北区番町2丁目3番4号	4,156	3.64
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	3,600	3.16
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町1番24号	3,404	2.98
株式会社中国銀行	岡山市北区丸の内1丁目15-20	3,390	2.97
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2丁目6-1	2,660	2.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	2,329	2.04
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	2,000	1.75
岡山県	岡山市北区内山下2丁目4-6	1,980	1.73
計	—	36,483	32.03

(注) 上記の信託銀行所有議決権数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 7,168個

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 5,796個

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 2,329個

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 7,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 185,600	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,389,300	113,893	同上
単元未満株式	普通株式 104,130	—	同上
発行済株式総数	18,679,030	—	—
総株主の議決権	—	113,893	—

(注) 1 「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式」の(注)を参照してください。

2 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が1個含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社トマト銀行	岡山市北区番町2丁目3 番4号	185,600	—	185,600	0.99
計	—	185,600	—	185,600	0.99

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。
なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※8 85,778	※8 88,063
商品有価証券	162	160
有価証券	※1, ※2, ※8, ※13 227,520	※1, ※2, ※8, ※13 207,114
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 978,654	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 982,933
外国為替	※7 1,070	※7 1,293
その他資産	※8 4,764	※8 4,928
有形固定資産	※10, ※11 12,852	※10, ※11 12,741
無形固定資産	707	658
繰延税金資産	1,315	1,373
支払承諾見返	4,482	4,952
貸倒引当金	△5,240	△5,271
資産の部合計	1,312,071	1,298,947
負債の部		
預金	※8 1,123,524	※8 1,142,029
譲渡性預金	※8 6,890	※8 13,103
債券貸借取引受入担保金	※8 809	—
借入金	※8 117,710	※8 81,543
外国為替	11	8
社債	※12 1,000	—
その他負債	5,132	5,064
退職給付に係る負債	1,407	1,383
役員退職慰労引当金	251	259
睡眠預金払戻損失引当金	174	131
偶発損失引当金	77	72
再評価に係る繰延税金負債	※10 513	※10 513
支払承諾	4,482	4,952
負債の部合計	1,261,985	1,249,062
純資産の部		
資本金	17,810	17,810
資本剰余金	15,991	15,991
利益剰余金	13,350	13,424
自己株式	△611	△612
株主資本合計	46,540	46,613
その他有価証券評価差額金	3,319	3,000
繰延ヘッジ損益	△3	△2
土地再評価差額金	※10 671	※10 671
退職給付に係る調整累計額	△442	△397
その他の包括利益累計額合計	3,545	3,271
純資産の部合計	50,085	49,885
負債及び純資産の部合計	1,312,071	1,298,947

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日)
経常収益	9,563	8,890
資金運用収益	7,266	6,988
(うち貸出金利息)	6,410	6,152
(うち有価証券利息配当金)	818	792
役務取引等収益	1,681	1,604
その他業務収益	119	36
その他経常収益	※1 495	※1 260
経常費用	8,192	8,221
資金調達費用	652	547
(うち預金利息)	458	339
役務取引等費用	1,292	1,360
その他業務費用	156	67
営業経費	※2 5,896	※2 5,811
その他経常費用	※3 194	※3 434
経常利益	1,370	669
特別利益	5	13
その他の特別利益	5	13
特別損失	12	18
固定資産処分損	11	18
減損損失	※4 1	—
税金等調整前中間純利益	1,362	663
法人税、住民税及び事業税	282	164
法人税等調整額	152	50
法人税等合計	435	215
中間純利益	927	448
親会社株主に帰属する中間純利益	927	448

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月 30 日)
中間純利益	927	448
その他の包括利益	237	△273
その他有価証券評価差額金	158	△318
繰延ヘッジ損益	1	1
退職給付に係る調整額	77	44
持分法適用会社に対する持分相当額	0	△0
中間包括利益	1,165	175
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,165	175

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,810	15,991	12,502	△609	45,694
当中間期変動額					
剰余金の配当			△335		△335
親会社株主に帰属する中間純利益			927		927
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計			591	△0	590
当中間期末残高	17,810	15,991	13,094	△610	46,285

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,011	△6	671	△620	3,055	48,750
当中間期変動額						
剰余金の配当						△335
親会社株主に帰属する中間純利益						927
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	159	1		77	237	237
当中間期変動額合計	159	1		77	237	828
当中間期末残高	3,170	△4	671	△543	3,293	49,579

当中間連結会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,810	15,991	13,350	△611	46,540
当中間期変動額					
剰余金の配当			△374		△374
親会社株主に帰属する中間純利益			448		448
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計			74	△1	73
当中間期末残高	17,810	15,991	13,424	△612	46,613

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	3,319	△3	671	△442	3,545	50,085
当中間期変動額						
剰余金の配当						△374
親会社株主に帰属する中間純利益						448
自己株式の取得						△1
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△319	1		44	△273	△273
当中間期変動額合計	△319	1		44	△273	△200
当中間期末残高	3,000	△2	671	△397	3,271	49,885

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,362	663
減価償却費	328	331
減損損失	1	—
持分法による投資損益 (△は益)	14	△32
貸倒引当金の増減 (△)	△519	31
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△51	△23
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△14	7
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△13	△43
偶発損失引当金の増減 (△)	△11	△4
資金運用収益	△7,266	△6,988
資金調達費用	652	547
有価証券関係損益 (△)	49	42
為替差損益 (△は益)	△0	△0
固定資産処分損益 (△は益)	1	3
貸出金の純増 (△) 減	△15,547	△4,278
預金の純増減 (△)	9,154	18,504
譲渡性預金の純増減 (△)	10,664	6,213
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△9,516	△36,166
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	222	618
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△3,875	△809
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	3,799	△222
外国為替 (負債) の純増減 (△)	3	△2
資金運用による収入	7,520	7,264
資金調達による支出	△691	△626
退職給付に係る調整額の増減額 (△は増加)	111	64
その他	△3,961	△839
小計	△7,581	△15,745
法人税等の支払額	160	△546
営業活動によるキャッシュ・フロー	△7,421	△16,292
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△25,354	△26,397
有価証券の売却による収入	30,990	29,448
有価証券の償還による収入	20,827	17,732
関係会社株式の取得による支出	△0	△0
有形固定資産の取得による支出	△164	△98
無形固定資産の取得による支出	△31	△12
資産除去債務の履行による支出	△2	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,264	20,671
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の償還による支出	△1,000	△1,000
配当金の支払額	△335	△374
自己株式の取得による支出	△0	△1
リース債務の返済による支出	△95	△102
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,432	△1,477
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	17,410	2,903
現金及び現金同等物の期首残高	66,975	81,969
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 84,385	※1 84,872

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

会社名 トマトビジネス株式会社、トマトカード株式会社

(2) 非連結子会社 2社

会社名 トマト6次産業化応援投資事業有限責任組合、トマト創業支援投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社 1社

会社名 トマトリース株式会社

(2) 持分法非適用の非連結子会社 2社

会社名 トマト6次産業化応援投資事業有限責任組合、トマト創業支援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

4 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社の出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として時価のある株式、受益証券及び出資証券は中間連結決算日前1カ月の市場価格等の平均価格、それ以外のものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：7年～50年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、当社と同じ基準により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されて

いる直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,439百万円（前連結会計年度末は1,858百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であります。なお、当中間連結会計期間においては、該当取引はありません。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(13) 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(14) 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当社及び連結子会社の事業年度において予定して

いる剰余金の処分による不動産圧縮積立金取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
株式	225百万円	257百万円
出資金	94百万円	90百万円

※2 消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び外国証券に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
有担保	814百万円	－百万円
無担保	5,045百万円	5,114百万円
合計	5,859百万円	5,114百万円

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
破綻先債権額	687百万円	629百万円
延滞債権額	17,859百万円	17,879百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、また、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は前連結会計年度、当中間連結会計期間ともありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,922百万円	1,894百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
合計額	20,469百万円	20,403百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
	6,997百万円	6,715百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	124,450百万円	87,066百万円
預け金	91百万円	91百万円
計	124,541百万円	87,158百万円
担保資産に対応する債務		
預金	10,074百万円	20,701百万円
譲渡性預金	320百万円	4,104百万円
債券貸借取引受入担保金	809百万円	－百万円
借入金	117,200百万円	81,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
有価証券	10,378百万円	10,238百万円
金融商品等差入担保金	190百万円	939百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
保証金	130百万円	130百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
融資未実行残高	120,532百万円	114,391百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の 時期に無条件で取消可能なもの	118,296百万円	111,318百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)、平成11年3月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
	2,409百万円	2,385百万円

※11 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
減価償却累計額	10,910百万円	11,113百万円

※12 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
劣後特約付社債	1,000百万円	－百万円

※13 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
	11,792百万円	13,547百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
株式等売却益	34百万円	13百万円
貸倒引当金戻入益	245百万円	－百万円
償却債権取立益	64百万円	102百万円

※2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
給料・手当	3,023百万円	2,997百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
貸出金償却	96百万円	141百万円
貸倒引当金繰入額	－百万円	151百万円
株式等売却損	16百万円	7百万円

※4 使用方法の変更や市場価格の著しい低下により、資産グループのうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

前中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,679	—	—	11,679	
第1回A種優先株式	7,000	—	—	7,000	
合計	18,679	—	—	18,679	
自己株式					
普通株式	215	0	—	215	(注)
合計	215	0	—	215	

(注) 当中間連結会計期間の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取りに伴うものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	286	25.00	平成29年3月31日	平成29年6月28日
	第1回A種 優先株式	49	7.00	平成29年3月31日	平成29年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年11月10日 取締役会	普通株式	286	利益剰余金	25.00	平成29年9月30日	平成29年12月7日
	第1回A種 優先株式	87	利益剰余金	12.50	平成29年9月30日	平成29年12月7日

当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,679	—	—	11,679	
第1回A種優先株式	7,000	—	—	7,000	
合計	18,679	—	—	18,679	
自己株式					
普通株式	216	0	—	217	(注)
合計	216	0	—	217	

(注) 当中間連結会計期間の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取りに伴うものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	286	25.00	平成30年3月31日	平成30年6月28日
	第1回A種 優先株式	87	12.50	平成30年3月31日	平成30年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年11月9日 取締役会	普通株式	287	利益剰余金	25.00	平成30年9月30日	平成30年12月7日
	第1回A種 優先株式	87	利益剰余金	12.50	平成30年9月30日	平成30年12月7日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
現金預け金勘定	87,671百万円	88,063百万円
普通預け金	△1,501百万円	△1,270百万円
当座預け金	△12百万円	△20百万円
定期預け金	△171百万円	△151百万円
その他	△1,601百万円	△1,748百万円
現金及び現金同等物	84,385百万円	84,872百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

事務機械であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
1年内	37	26
1年超	358	205
合計	396	231

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	85,778	85,778	—
(2) 有価証券	226,166	227,586	1,419
満期保有目的の債券	25,488	26,907	1,419
其他有価証券	200,678	200,678	—
(3) 貸出金	978,654		
貸倒引当金	△5,171		
(*1)	973,483	993,232	19,749
資 産 計	1,285,428	1,306,597	21,168
(1) 預金	1,123,524	1,124,102	578
(2) 譲渡性預金	6,890	6,890	—
(3) 借入金	117,710	117,542	△167
負 債 計	1,248,125	1,248,535	410
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	35	35	—
ヘッジ会計が適用されているもの	544	544	—
デリバティブ取引計	579	579	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（平成30年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	88,063	88,063	—
(2) 有価証券	205,722	206,909	1,186
満期保有目的の債券	24,403	25,589	1,186
其他有価証券	181,319	181,319	—
(3) 貸出金	982,933		
貸倒引当金	△5,206		
(*1)	977,726	993,224	15,497
資 産 計	1,271,512	1,288,196	16,683
(1) 預金	1,142,029	1,142,335	306
(2) 譲渡性預金	13,103	13,103	—
(3) 借入金	81,543	81,454	△89
負 債 計	1,236,677	1,236,893	216
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	15	15	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(277)	(277)	—
デリバティブ取引計	(262)	(262)	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっております。自社保証付私募債は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金については、変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっておらず、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
非上場株式 (*1) (*2)	670	702
組合出資金 (*3)	682	689
合 計	1,353	1,391

(*1) 非上場株式については、市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローが約定されていないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 前連結会計年度、当中間連結会計期間において、減損処理額はありません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

※「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成30年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	24,873	26,295	1,421
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小 計	24,873	26,295	1,421
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	614	611	△2
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小 計	614	611	△2
合 計		25,488	26,907	1,419

当中間連結会計期間(平成30年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	22,609	23,808	1,198
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小 計	22,609	23,808	1,198
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,793	1,781	△11
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小 計	1,793	1,781	△11
合 計		24,403	25,589	1,186

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成30年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,196	2,362	3,834
	債券	114,300	113,170	1,130
	国債	85,647	84,717	929
	地方債	1,627	1,621	6
	社債	27,026	26,832	193
	その他	24,237	24,027	210
	うち外国債券	23,414	23,264	150
	小 計	144,734	139,559	5,174
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	241	272	△31
	債券	28,684	28,783	△98
	国債	—	—	—
	地方債	11,195	11,260	△65
	社債	17,489	17,522	△33
	その他	27,018	27,565	△547
	うち外国債券	15,787	15,906	△119
	小 計	55,944	56,621	△677
合 計		200,678	196,181	4,497

当中間連結会計期間(平成30年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	5,961	2,261	3,699
	債券	90,939	90,117	822
	国債	67,281	66,612	669
	地方債	1,623	1,619	3
	社債	22,034	21,884	149
	その他	24,135	23,922	212
	うち外国債券	22,909	22,784	125
	小 計	121,036	116,301	4,734
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	335	373	△37
	債券	27,892	28,022	△129
	国債	1,002	1,004	△2
	地方債	8,818	8,887	△69
	社債	18,072	18,130	△58
	その他	32,054	32,576	△521
	うち外国債券	21,256	21,386	△130
	小 計	60,283	60,971	△688
合 計	181,319	177,273	4,046	

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度、当中間連結会計期間において減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

- (1) 簿価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損
- (2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価傾向、発行会社の業績・信用リスクの推移等を検討し、回復する可能性がないと判断されるものは、全て減損

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成30年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成30年9月30日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成30年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	4,498
その他有価証券	4,498
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	1,179
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,318
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	1
その他有価証券評価差額金	3,319

当中間連結会計期間(平成30年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	4,050
その他有価証券	4,050
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	1,051
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,999
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	1
その他有価証券評価差額金	3,000

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成30年9月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成30年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	678	—	13	13
	買建	4,826	—	22	22
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合 計	—	—	35	35

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成30年9月30日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	290	—	△6	△6
	買建	3,195	—	22	22
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合 計	—	—	15	15

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成30年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成30年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成30年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成30年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成30年9月30日現在)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成30年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時 価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	有価証券	13,390	—	482
		貸出金	597	597	61
合 計		—	—	—	544

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成30年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時 価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	有価証券	10,711	—	△302
		貸出金	597	—	24
合 計		—	—	—	△277

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成30年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成30年9月30日現在)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成30年4月1日至平成30年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
期首残高	27百万円	23百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円	－百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△4百万円	－百万円
期末残高	23百万円	23百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当社グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	6,833	939	1,789	9,563

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	6,255	827	1,807	8,890

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	3,751円09銭	3,733円88銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	50,085	49,885
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	7,087	7,087
（うち優先株式払込金額）	百万円	7,000	7,000
（うち優先配当額）	百万円	87	87
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	42,997	42,797
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	11,462	11,461

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	73.27	31.49
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	927	448
普通株主に帰属しない金額	百万円	87	87
うち中間優先配当額	百万円	87	87
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	840	360
普通株式の期中平均株式数	千株	11,463	11,462
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	58.68	27.99
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	87	87
うち中間優先配当額	百万円	87	87
普通株式増加数	千株	4,342	4,554
うち第1回A種優先株式	千株	4,342	4,554
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※8 85,778	※8 88,061
商品有価証券	162	160
有価証券	※1, ※2, ※8, ※11 227,522	※1, ※2, ※8, ※11 207,085
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 979,082	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 983,421
外国為替	※7 1,070	※7 1,293
その他資産	3,479	3,595
その他の資産	※8 3,479	※8 3,595
有形固定資産	12,851	12,740
無形固定資産	706	658
繰延税金資産	1,061	1,134
支払承諾見返	4,623	5,092
貸倒引当金	△5,209	△5,234
資産の部合計	1,311,131	1,298,009
負債の部		
預金	※8 1,123,623	※8 1,142,131
譲渡性預金	※8 6,890	※8 13,103
債券貸借取引受入担保金	※8 809	—
借入金	※8 117,710	※8 81,543
外国為替	11	8
社債	※10 1,000	—
その他負債	4,415	4,359
未払法人税等	642	242
リース債務	1,003	965
資産除去債務	23	23
その他の負債	2,746	3,128
退職給付引当金	756	795
役員退職慰労引当金	240	246
睡眠預金払戻損失引当金	174	131
偶発損失引当金	77	72
再評価に係る繰延税金負債	513	513
支払承諾	4,623	5,092
負債の部合計	1,260,847	1,247,999

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
純資産の部		
資本金	17,810	17,810
資本剰余金	16,140	16,140
資本準備金	16,140	16,140
利益剰余金	12,834	12,878
利益準備金	1,773	1,773
その他利益剰余金	11,061	11,105
不動産圧縮積立金	180	180
別途積立金	3,547	3,547
繰越利益剰余金	7,332	7,376
自己株式	△486	△487
株主資本合計	46,298	46,341
その他有価証券評価差額金	3,318	2,999
繰延ヘッジ損益	△3	△2
土地再評価差額金	671	671
評価・換算差額等合計	3,985	3,668
純資産の部合計	50,284	50,009
負債及び純資産の部合計	1,311,131	1,298,009

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日)
経常収益	9,469	8,754
資金運用収益	7,263	6,982
(うち貸出金利息)	6,396	6,140
(うち有価証券利息配当金)	828	798
役務取引等収益	1,551	1,508
その他業務収益	156	35
その他経常収益	※1 498	※1 228
経常費用	8,083	8,117
資金調達費用	649	544
(うち預金利息)	458	339
役務取引等費用	1,278	1,345
その他業務費用	155	67
営業経費	※2 5,826	※2 5,739
その他経常費用	※3 173	※3 421
経常利益	1,386	636
特別利益	5	13
特別損失	※4 12	※4 18
税引前中間純利益	1,379	631
法人税、住民税及び事業税	275	157
法人税等調整額	156	54
法人税等合計	431	212
中間純利益	947	418

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				不動産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	17,810	16,140	16,140	1,773	184	3,547	6,498	12,004
当中間期変動額								
剰余金の配当							△336	△336
中間純利益							947	947
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計							610	610
当中間期末残高	17,810	16,140	16,140	1,773	184	3,547	7,109	12,615

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△484	45,470	3,010	△6	671	3,675	49,145
当中間期変動額							
剰余金の配当		△336					△336
中間純利益		947					947
自己株式の取得	△0	△0					△0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			158	1		160	160
当中間期変動額合計	△0	609	158	1		160	770
当中間期末残高	△485	46,080	3,169	△4	671	3,836	49,916

当中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計		不動産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	17,810	16,140	16,140	1,773	180	3,547	7,332	12,834
当中間期変動額								
剰余金の配当							△374	△374
中間純利益							418	418
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計							44	44
当中間期末残高	17,810	16,140	16,140	1,773	180	3,547	7,376	12,878

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△486	46,298	3,318	△3	671	3,985	50,284
当中間期変動額							
剰余金の配当		△374					△374
中間純利益		418					418
自己株式の取得	△1	△1					△1
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			△318	1		△317	△317
当中間期変動額合計	△1	42	△318	1		△317	△274
当中間期末残高	△487	46,341	2,999	△2	671	3,668	50,009

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 2 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式、出資金及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として時価のある株式、受益証券及び出資証券は中間決算日前1カ月の市場価格等の平均価格、株式、受益証券及び出資証券以外は中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：7年～50年
その他：2年～20年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,439百万円(前事業年度末は1,858百万円)であります。
 - (2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から損益処理
 - (3) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - (4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であります。なお、当中間会計期間においては、該当取引はありません。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(3) 税効果会計に関する事項

中間会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している剰余金の処分による不動産圧縮積立金取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
株式	236百万円	236百万円
出資金	94百万円	90百万円

※2 消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び外国証券に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
有担保	814百万円	－百万円
無担保	5,045百万円	5,114百万円
合計	5,859百万円	5,114百万円

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
破綻先債権額	687百万円	629百万円
延滞債権額	17,858百万円	17,877百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、また、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は前事業年度、当中間会計期間ともありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,922百万円	1,894百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
合計額	20,468百万円	20,401百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
	6,997百万円	6,715百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	124,450百万円	87,066百万円
預け金	91百万円	91百万円
計	124,541百万円	87,158百万円
担保資産に対応する債務		
預金	10,074百万円	20,701百万円
譲渡性預金	320百万円	4,104百万円
債券貸借取引受入担保金	809百万円	－百万円
借入金	117,200百万円	81,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
有価証券	10,378百万円	10,238百万円
金融商品等差入担保金	190百万円	939百万円

子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
保証金	130百万円	130百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
融資未実行残高	120,210百万円	114,062百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可 能なもの	117,974百万円	110,989百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
劣後特約付社債	1,000百万円	－百万円

※11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
	11,792百万円	13,547百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
株式等売却益	34百万円	13百万円
貸倒引当金戻入益	249百万円	－百万円
償却債権取立益	64百万円	102百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
有形固定資産	252百万円	252百万円
無形固定資産	74百万円	78百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
貸出金償却	94百万円	138百万円
貸倒引当金繰入額	－百万円	145百万円
株式等売却損	16百万円	7百万円

※4 特別損失には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
固定資産処分損	11百万円	18百万円
減損損失	1百万円	－百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

なお、市場価格がないため、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式等及び関連会社株式の中間貸借対照表（貸借対照表）計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
子会社株式等	190	186
関連会社株式	140	140
合計	330	326

(重要な後発事象)

中間連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に記載しているため、注記を省略しております。

4 【その他】

中間配当

第136期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）中間配当につきましては、平成30年11月9日開催の取締役会において、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

①	中間配当金額		374百万円
②	1株当たりの中間配当金	普通株式	25円00銭
		第1回A種優先株式	12円50銭
③	支払請求権の効力発生日及び支払開始日		平成30年12月7日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月27日

株式会社トマト銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 田 八 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トマト銀行及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月27日

株式会社トマト銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮	田	八	郎	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	刀	禰	哲	朗	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第136期事業年度の中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トマト銀行の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月28日

【会社名】 株式会社トマト銀行

【英訳名】 TOMATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 高 木 晶 悟

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 岡山県岡山市北区番町2丁目3番4号

【縦覧に供する場所】 株式会社トマト銀行神戸支店
(神戸市中央区元町通5丁目1番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長 高木晶悟は、当社の第136期第2四半期（自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

